

# I 在 名 外 国 人

資料編

## 1 国籍別外国人住民数

(単位：人) (各年12月末現在)

| 区<br>別 | 国籍別<br>年 | 中国    | 韓国又<br>は朝鮮 | ベトナム  | フィリピン | ネパール  | ブラジル | 米国  | 台湾  | インドネシア | その他   | 合計     |
|--------|----------|-------|------------|-------|-------|-------|------|-----|-----|--------|-------|--------|
|        | 年        |       |            |       |       |       |      |     |     |        |       |        |
| 千種区    | 30 年     | 1,859 | 1,267      | 1,141 | 412   | 564   | 105  | 197 | 116 | 96     | 855   | 6,612  |
|        | 1 年      | 1,859 | 1,249      | 1,230 | 422   | 625   | 156  | 197 | 121 | 105    | 918   | 6,882  |
|        | 2 年      | 1,774 | 1,191      | 1,062 | 411   | 521   | 116  | 186 | 117 | 102    | 819   | 6,299  |
| 東区     | 30 年     | 1,195 | 792        | 320   | 332   | 347   | 86   | 74  | 94  | 53     | 319   | 3,612  |
|        | 1 年      | 1,319 | 804        | 321   | 357   | 413   | 103  | 85  | 105 | 74     | 413   | 3,994  |
|        | 2 年      | 1,300 | 776        | 258   | 367   | 288   | 94   | 72  | 93  | 61     | 401   | 3,710  |
| 北区     | 30 年     | 1,530 | 1,333      | 358   | 989   | 474   | 140  | 73  | 73  | 50     | 426   | 5,446  |
|        | 1 年      | 1,616 | 1,316      | 478   | 1,041 | 548   | 145  | 66  | 80  | 66     | 465   | 5,821  |
|        | 2 年      | 1,521 | 1,259      | 544   | 1,060 | 589   | 139  | 61  | 73  | 62     | 486   | 5,794  |
| 西区     | 30 年     | 896   | 823        | 452   | 469   | 695   | 102  | 96  | 65  | 20     | 583   | 4,201  |
|        | 1 年      | 938   | 821        | 511   | 458   | 797   | 132  | 98  | 76  | 37     | 585   | 4,453  |
|        | 2 年      | 923   | 827        | 504   | 445   | 609   | 119  | 94  | 50  | 28     | 456   | 4,055  |
| 中村区    | 30 年     | 1,111 | 1,395      | 1,184 | 351   | 1,313 | 138  | 114 | 94  | 24     | 653   | 6,377  |
|        | 1 年      | 1,161 | 1,331      | 1,180 | 369   | 1,487 | 200  | 93  | 82  | 40     | 627   | 6,570  |
|        | 2 年      | 1,120 | 1,302      | 1,002 | 373   | 1,240 | 150  | 64  | 65  | 38     | 521   | 5,875  |
| 中区     | 30 年     | 2,807 | 1,090      | 864   | 1,899 | 1,239 | 255  | 219 | 201 | 94     | 1,135 | 9,803  |
|        | 1 年      | 2,943 | 1,113      | 957   | 1,897 | 1,656 | 305  | 217 | 194 | 97     | 1,166 | 10,545 |
|        | 2 年      | 2,696 | 1,025      | 878   | 1,897 | 1,235 | 227  | 182 | 175 | 93     | 943   | 9,351  |
| 昭和区    | 30 年     | 1,743 | 729        | 488   | 193   | 208   | 61   | 163 | 86  | 112    | 995   | 4,778  |
|        | 1 年      | 1,846 | 707        | 549   | 273   | 248   | 64   | 144 | 79  | 120    | 992   | 5,022  |
|        | 2 年      | 1,663 | 635        | 477   | 234   | 193   | 58   | 99  | 69  | 100    | 798   | 4,326  |
| 瑞穂区    | 30 年     | 653   | 556        | 99    | 218   | 47    | 84   | 70  | 38  | 15     | 241   | 2,021  |
|        | 1 年      | 716   | 546        | 112   | 212   | 59    | 97   | 55  | 49  | 20     | 265   | 2,131  |
|        | 2 年      | 776   | 529        | 124   | 206   | 49    | 107  | 58  | 51  | 17     | 244   | 2,161  |

| 区<br>別      | 国籍別<br>年 | 中国      | 韓国又<br>は朝鮮 | ベトナム    | フィリピン  | ネパール   | ブラジル   | 米国     | 台湾     | インドネシア | その他     | 合計      |
|-------------|----------|---------|------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
|             | 年        |         |            |         |        |        |        |        |        |        |         |         |
| 熱<br>田<br>区 | 30 年     | 620     | 433        | 281     | 186    | 136    | 123    | 55     | 39     | 19     | 401     | 2, 293  |
|             | 1 年      | 716     | 431        | 320     | 184    | 153    | 142    | 63     | 46     | 22     | 334     | 2, 411  |
|             | 2 年      | 652     | 420        | 357     | 192    | 103    | 126    | 58     | 44     | 24     | 310     | 2, 286  |
| 中<br>川<br>区 | 30 年     | 1, 889  | 1, 639     | 702     | 740    | 358    | 415    | 68     | 69     | 57     | 679     | 6, 616  |
|             | 1 年      | 1, 933  | 1, 635     | 967     | 822    | 427    | 426    | 66     | 80     | 73     | 781     | 7, 210  |
|             | 2 年      | 1, 849  | 1, 569     | 1, 019  | 828    | 376    | 495    | 58     | 73     | 75     | 805     | 7, 147  |
| 港<br>区      | 30 年     | 2, 190  | 1, 335     | 769     | 940    | 213    | 1, 594 | 26     | 45     | 100    | 1, 501  | 8, 713  |
|             | 1 年      | 2, 257  | 1, 280     | 1, 043  | 1, 003 | 283    | 1, 618 | 25     | 41     | 106    | 1, 668  | 9, 324  |
|             | 2 年      | 2, 199  | 1, 276     | 1, 130  | 1, 002 | 257    | 1, 659 | 24     | 32     | 108    | 1, 722  | 9, 409  |
| 南<br>区      | 30 年     | 1, 691  | 1, 306     | 850     | 811    | 192    | 436    | 35     | 30     | 91     | 457     | 5, 899  |
|             | 1 年      | 1, 747  | 1, 279     | 1, 146  | 842    | 219    | 473    | 35     | 28     | 91     | 516     | 6, 376  |
|             | 2 年      | 1, 763  | 1, 255     | 1, 242  | 856    | 245    | 459    | 32     | 32     | 117    | 550     | 6, 551  |
| 守<br>山<br>区 | 30 年     | 1, 059  | 1, 384     | 351     | 513    | 196    | 145    | 53     | 24     | 31     | 452     | 4, 208  |
|             | 1 年      | 1, 073  | 1, 393     | 461     | 486    | 210    | 159    | 54     | 26     | 36     | 435     | 4, 333  |
|             | 2 年      | 1, 011  | 1, 351     | 500     | 485    | 220    | 164    | 52     | 24     | 47     | 466     | 4, 320  |
| 緑<br>区      | 30 年     | 1, 759  | 968        | 725     | 552    | 86     | 398    | 28     | 50     | 96     | 494     | 5, 156  |
|             | 1 年      | 1, 815  | 924        | 891     | 549    | 113    | 450    | 29     | 48     | 131    | 519     | 5, 469  |
|             | 2 年      | 1, 868  | 883        | 935     | 529    | 136    | 438    | 35     | 43     | 133    | 514     | 5, 514  |
| 名<br>東<br>区 | 30 年     | 1, 260  | 763        | 157     | 298    | 97     | 151    | 274    | 76     | 96     | 677     | 3, 849  |
|             | 1 年      | 1, 256  | 769        | 192     | 316    | 105    | 232    | 222    | 96     | 106    | 708     | 4, 002  |
|             | 2 年      | 1, 241  | 725        | 217     | 309    | 82     | 174    | 153    | 90     | 84     | 648     | 3, 723  |
| 天<br>白<br>区 | 30 年     | 1, 124  | 793        | 277     | 333    | 168    | 111    | 91     | 85     | 40     | 477     | 3, 499  |
|             | 1 年      | 1, 154  | 777        | 347     | 314    | 191    | 110    | 86     | 75     | 46     | 471     | 3, 571  |
|             | 2 年      | 1, 113  | 766        | 401     | 313    | 169    | 113    | 86     | 66     | 44     | 426     | 3, 497  |
| 計           | 30 年     | 23, 386 | 16, 606    | 9, 018  | 9, 236 | 6, 333 | 4, 344 | 1, 636 | 1, 185 | 994    | 10, 345 | 83, 083 |
|             | 1 年      | 24, 349 | 16, 375    | 10, 705 | 9, 545 | 7, 534 | 4, 812 | 1, 535 | 1, 226 | 1, 170 | 10, 863 | 88, 114 |
|             | 2 年      | 23, 469 | 15, 789    | 10, 650 | 9, 507 | 6, 312 | 4, 638 | 1, 314 | 1, 097 | 1, 133 | 10, 109 | 84, 018 |

名古屋市スポーツ市民局住民課調べ

## 2 外国人留学生（各年度5月1日現在）

### (1) 外国人留学生数

(単位：人)

|     | 年 度                 | 28      | 29      | 30      | 1       | 2       |
|-----|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区 分 |                     |         |         |         |         |         |
| ※1  | 名古屋 市               | 3,039   | 3,071   | 4,364   | 4,483   | 3,872   |
| ※2  | 名古屋市（専修、日本語教育機関等含む） | 6,406   | 6,766   | 7,701   | 12,420  | 9,004   |
| ※1  | 愛 知 県               | 4,949   | 5,174   | 6,719   | 7,036   | 6,262   |
| ※2  | 全 国                 | 117,801 | 126,393 | 137,990 | 146,041 | 136,133 |
| ※2  | 全国（専修、日本語教育機関等含む）   | 239,287 | 267,042 | 298,980 | 312,214 | 279,597 |

※1 愛知県留学生交流推進協議会調べ（名古屋市の人数については、市内にある大学（短大を含む）に在学している者であり、市内に住所を有する者を意味しない。）

※2 独立行政法人日本学生支援機構調べ（名古屋市の人数については、学校所在地を名古屋市として回答した学校に在学している者であり、市内に住所を有する者を意味しない。）

### (2) 市内大学別留学生数

(単位：人)

| 年 度                | 28           | 29           | 30           | 1            | 2            |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 大学名                |              |              |              |              |              |
| 名古屋 大 学            | 1,672        | 1,805        | 1,981        | 2,038        | 1,871        |
| 名古屋 工 業 大 学        | 291          | 300          | 336          | 354          | 345          |
| 名古屋 市 立 大 学        | 110          | 101          | 109          | 129          | 148          |
| 愛 知 大 学            | 239          | 212          | 217          | 252          | 246          |
| 愛 知 東 邦 大 学        | 19           | 12           | 15           | 15           | 24           |
| 金 城 学 院 大 学        | 31           | 31           | 30           | 36           | 20           |
| 椙 山 女 学 園 大 学      | 13           | 9            | 6            | 17           | 10           |
| 大 同 大 学            | 2            | 2            | 2            | -            | -            |
| 中 京 大 学            | 78           | 86           | 99           | 128          | 130          |
| 同 朋 大 学            | 15           | 14           | 13           | 14           | 12           |
| 豊 田 工 業 大 学        | 16           | 10           | 14           | 6            | 9            |
| 名古屋 音 楽 大 学        | 6            | 7            | 10           | 17           | 17           |
| 名古屋 学 院 大 学        | 80           | 69           | 62           | 76           | 48           |
| 名古屋 女 子 大 学        | 1            | 1            | 1            | -            | -            |
| 南 山 大 学            | 243          | 226          | 244          | 258          | 251          |
| 名 城 大 学            | 223          | 184          | 164          | 142          | 100          |
| 名古屋 文 化 短 期 大 学    | -            | 2            | 4            | 2            | 6            |
| 東京福祉大学名古屋キャンパス     | -            | -            | 1,057        | 999          | 635          |
| 計<br>（校数は留学生在籍校のみ） | 16校<br>3,039 | 17校<br>3,071 | 18校<br>4,364 | 16校<br>4,483 | 16校<br>3,872 |

愛知県留学生交流推進協議会調べ

（注）東京福祉大学名古屋キャンパスについては、平成30年度より算入している。

## (3) 市内大学在学の国・地域別外国人留学生数

(単位：人)

| 国又は地域 \ 年 度 | 28    | 29    | 30    | 1     | 2     |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中 国         | 1,531 | 1,477 | 1,809 | 1,926 | 1,841 |
| 台 湾         | 97    | 103   | 118   | 124   | 90    |
| 韓 国         | 271   | 275   | 286   | 308   | 300   |
| イ ン ド ネ シ ア | 96    | 113   | 113   | 110   | 104   |
| タ イ         | 69    | 69    | 72    | 80    | 73    |
| ネ パ ー ル     | 18    | 19    | 362   | 444   | 394   |
| ベ ト ナ ム     | 143   | 169   | 631   | 541   | 310   |
| マ レ ー シ ア   | 66    | 64    | 70    | 70    | 61    |
| ア メ リ カ     | 114   | 124   | 109   | 99    | 82    |
| そ の 他       | 634   | 658   | 794   | 781   | 617   |
| 計           | 3,039 | 3,071 | 4,364 | 4,483 | 3,872 |

愛知県留学生交流推進協議会調べ

## (4) 経費別市内大学留学生数

(単位：人)

| 年 度    | 国費留学生 | 外国政府<br>派遣留学生 | 私費留学生等 | 合計    |
|--------|-------|---------------|--------|-------|
| 平成30年度 | 447   | 55            | 3,862  | 4,364 |
| 令和元年度  | 449   | 50            | 3,984  | 4,483 |
| 令和2年度  | 408   | 47            | 3,417  | 3,872 |

愛知県留学生交流推進協議会調べ

## Ⅱ 国 際 会 議 等

### 1 都市別国際会議の開催件数 <令和元年上位15都市>

|             | 平成21  | 平成22  | 平成23  | 平成24  | 平成25  | 平成26  | 平成27  | 平成28  | 平成29  | 平成30  | 令和元年  |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東京<br>(23区) | 497   | 491   | 470   | 500   | 531   | 543   | 557   | 574   | 608   | 645   | 561   |
| 神戸市         | 76    | 91    | 83    | 92    | 93    | 82    | 113   | 260   | 405   | 419   | 438   |
| 京都市         | 164   | 155   | 137   | 196   | 176   | 202   | 218   | 278   | 306   | 348   | 383   |
| 福岡市         | 206   | 216   | 221   | 252   | 253   | 336   | 363   | 383   | 296   | 293   | 313   |
| 横浜市         | 179   | 174   | 169   | 191   | 226   | 200   | 190   | 188   | 176   | 156   | 277   |
| 名古屋市        | ⑤124  | ⑤122  | ⑤112  | ⑥126  | ⑥143  | ⑤163  | ⑥178  | ⑤200  | ⑤183  | ⑤202  | ⑥252  |
| 大阪市         | 94    | 69    | 72    | 140   | 172   | 130   | 139   | 180   | 139   | 152   | 204   |
| 北九州市        | 50    | 49    | 38    | 45    | 57    | 73    | 86    | 105   | 134   | 133   | 150   |
| 仙台市         | 60    | 72    | 40    | 81    | 77    | 80    | 221   | 115   | 120   | 116   | 136   |
| 札幌市         | 82    | 86    | 73    | 61    | 89    | 101   | 107   | 115   | 116   | 109   | 102   |
| 千里地区        | 71    | 65    | 54    | 113   | 113   | 104   | 94    | 85    | 98    | 68    | 84    |
| 広島市         | 24    | 25    | 24    | 37    | 50    | 50    | 59    | 76    | 87    | 74    | 72    |
| 千葉市         | 63    | 56    | 30    | 32    | 28    | 31    | 31    | 43    | 57    | 65    | 56    |
| つくば地区       | 74    | 69    | 46    | 53    | 51    | 66    | 53    | 50    | 47    | 42    | 54    |
| 岡山市         | 8     | 11    | 13    | 16    | 23    | 33    | 33    | 30    | 35    | 34    | 43    |
| 全 国         | 2,122 | 2,159 | 1,892 | 2,337 | 2,427 | 2,590 | 2,847 | 3,112 | 3,313 | 3,433 | 3,621 |

(注) 1. 国際会議：日本を含む3ヶ国以上・50名以上の参加がある会議  
(特定企業の利益を追求することを目的とした会議を除く)

2. 名古屋の会議件数の前にある○内の数字は、その年における名古屋の日本国内順位である。

3. 千里地区は大阪府の豊中、吹田、茨木、高槻、箕面の各市を指す。  
つくば地区は、茨城県のつくば、土浦の各市を指す。

4. 歴年統計

資料：日本政府観光局「2018年国際会議統計」

令和3年度に名古屋市内で開催される主なコンベンション(予定)

|   | 会 議 名                                                                         | 会 期           | 内 容                                                                                      | 参加者<br>(内海外・国数)       | 会 場      |
|---|-------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------|
| 1 | 第2回 世界嚥下サミット<br>(The 2nd World Dysphagia Summit)                              | 8月21日～<br>24日 | 世界中の摂食リハビリテーション分野の臨床と研究のエキスパートが参加し摂食リハビリテーション分野の様々な新たな知見や課題について議論する国際会議。                 | 1,100名<br>(400名・15か国) | 名古屋国際会議場 |
| 2 | アジアロボット外科学会<br>(ACRLS2021)                                                    | 9月9日～<br>11日  | 最先端外科的手術技法であるロボット支援手術に関する技術・知識や倫理について、アジアの医療従事者全般への普及と医療レベル向上を通じた、患者の心身軽減等社会貢献に寄与する国際会議。 | 700名<br>(300名・14か国)   | 名古屋国際会議場 |
| 3 | 2022年アジア臨床薬学カンファレンス名古屋大会<br>(Asian Conference on Clinical Pharmacy in Nagoya) | 2月10日～<br>13日 | アジアの医療・臨床薬学に関する国情が異なる中でお互いの経験を出し合い、共に問題点について解決の糸口をみいだそうとする国際会議。                          | 450名<br>(150名・13か国)   | 名城大学     |
| 4 | 日本薬学会第142年会                                                                   | 3月25日～<br>28日 | 創薬から医療にわたる日本の薬学領域の教育・学術研究活動の交流と推進及び国際薬学連合との国際学術交流を図る会議。                                  | 7,370名<br>(170名・7か国)  | 名古屋国際会議場 |

令和2年度に名古屋市内で開催された主なコンベンション

|   | 会 議 名     | 会 期                | 内 容                                               | 参加者<br>(内海外・国数)     | 会 場          |
|---|-----------|--------------------|---------------------------------------------------|---------------------|--------------|
| 1 | 第61回電池討論会 | 11月18日<br>～<br>20日 | 電池技術のさらなる発展を目指した学術研究の成果発表と研究者間の情報共有及び交流を促すための国際会議 | 1,730名<br>(30名・5か国) | WEB開催(名古屋大学) |

### Ⅲ 在名古屋国際機関等一覧

#### 1 外国公館等

(2021年5月末現在、50音順、敬称略)

| 名 称                          | 代 表 者                        | 所 在 地                                             | 電 話      |
|------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------|----------|
| アメリカ合衆国領事館                   | 首席領事<br>ゲーリー・シェイファー          | 〒450-0001<br>名古屋市中村区那古野一丁目47-1<br>名古屋国際センタービル6F   | 581-4501 |
| アリアンス・フランセーズ<br>愛知フランス協会     | 館長<br>オリヴィエ・オルティズ            | 〒464-0819<br>名古屋市中村区四ツ谷通2-13<br>ルーツストーンファーストビル 3F | 781-2822 |
| 英国政府名古屋地域事務所                 | 代表<br>宮地 節                   | 〒460-0022<br>名古屋市中区金山1-9-5<br>フォンティーン金山6D         | 700-0479 |
| カナダ領事館                       | 領事<br>シェニエ・ラサール              | 〒460-0002<br>名古屋市中区丸の内三丁目17-6<br>ナカトウ丸の内ビル6F      | 972-0450 |
| 国際連合地域開発センター<br>(UNCRD)      | 所長<br>遠藤 和重                  | 〒450-0001<br>名古屋市中村区那古野一丁目47-1<br>名古屋国際センタービル6F   | 561-9377 |
| 在日フランス商工会議所                  | 中部デスク代表<br>フォスティエス・ペイセ<br>レ  | 〒453-0018<br>名古屋市中村区佐古前町7-31<br>ミズイチビル3階 株式会社エアロ内 | 756-2311 |
| 大韓貿易投資振興公社<br>(KOTRA) 名古屋貿易館 | 館長<br>金 性煥<br>(キム・ソンファン)     | 〒450-0001<br>名古屋市中村区那古野一丁目47-1<br>名古屋国際センタービル23F  | 561-3936 |
| 大韓民国総領事館                     | 総領事<br>朴 先哲<br>(パク・ソンチョル)    | 〒450-0003<br>名古屋市中村区名駅南一丁目19-12                   | 586-9221 |
| 中華人民共和国総領事館                  | 総領事<br>劉 曉軍<br>(リュウ ギョウグン)   | 〒461-0005<br>名古屋市中区東桜二丁目8-37                      | 932-1098 |
| トルコ共和国総領事館                   | 領事<br>オズテュルク・ウムッ<br>ト・リュトフィ  | 〒460-0008<br>名古屋市中区栄3-21-23<br>KSイセヤビル 4F         | 263-6200 |
| 名古屋アメリカン・センター                | 館長(領事) 不在                    | 〒450-0001<br>名古屋市中村区那古野一丁目47-1<br>名古屋国際センタービル6F   | 581-8631 |
| フィリピン共和国総領事館                 | 総領事<br>セレステ・ヴィンゾー<br>バラットバット | 〒460-0008<br>名古屋市中区栄3-31-3 尋屋ビル                   | 211-8811 |
| VCA日本事務所<br>(英国運輸省)          | 理事<br>マイケル・マルヴァニー            | 〒456-0018<br>名古屋市中区熱田区新尾頭一丁目6-9<br>金山大和ビル3F       | 683-8831 |
| ブラジル連邦共和国総領事館                | 総領事<br>ネイ・フトゥロ・ビテン<br>クール    | 〒460-0002<br>名古屋市中区丸の内一丁目10-29<br>白川第8ビル2F        | 222-1106 |
| フランスCEEJA・アルザス日本<br>事務所      | 代表<br>後藤 淳子                  | 〒464-0804<br>名古屋市中村区東山元町1-36                      | 789-0811 |
| 米国ウエストヴァージニア州政<br>府日本代表事務所   | 駐日代表 水谷和代                    | 〒460-0003<br>名古屋市中区錦三丁目25-11<br>日生村瀬ビル7F          | 953-9798 |
| ペルー共和国総領事館                   | 総領事<br>アントニオ・ミランダ            | 〒460-0008<br>名古屋市中区栄二丁目2-23<br>アーク白川公園ビルディング3F    | 209-7851 |



| 2 名誉（総）領事館               |                           | (2021年5月末現在、50音順、敬称略)                                      |                   |
|--------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------|
| 名 称                      | 代 表 者                     | 所 在 地                                                      | 電 話               |
| エチオピア連邦民主共和国<br>名誉領事館    | 名誉領事<br>松本 定道             | 〒460-0008<br>名古屋市中区栄3-35-1<br>中京総合警備保障（株）内                 | 757-4312          |
| オーストリア共和国名誉領事館           | 名誉領事<br>山口 千秋             | 〒450-6216<br>名古屋市中村区名駅四丁目7-1<br>ミッドランドスクエア16F<br>東和不動産（株）内 | 584-7111          |
| オランダ名誉領事館                | 名誉領事<br>岡谷 篤一             | 〒460-8666<br>名古屋市中区栄二丁目4-18<br>岡谷鋼機（株）内                    | 204-8100          |
| カザフスタン共和国名誉領事館           | 名誉領事<br>柳瀬 英喜             | 〒450-8575<br>名古屋市中村区名駅四丁目9-8<br>豊田通商（株）内                   | 584-5056          |
| 在名古屋インドネシア共和国<br>名誉領事館   | 名誉領事<br>杉本 英雄             | 〒462-0841<br>名古屋市北区黒川本通2-46 3階<br>株式会社ジー・テイスト内             | 910-5210          |
| ガンビア・イスラム共和国<br>名誉領事館    | 名誉領事<br>ビントウ・クジャビ・<br>ジャロ | 〒462-0845<br>名古屋市北区柳原1-14-22<br>チケンビル405                   | 684-5911          |
| カンボジア王国名誉領事館             | 名誉領事<br>高田 誠喜             | 〒461-0004<br>名古屋市千種区高見2-7-7<br>ユニオンビル301                   | 979-5578          |
| ケニア共和国名誉領事館              | 名誉領事<br>加留部 淳             | 〒450-8575<br>名古屋市中村区名駅4-9-8<br>豊田通商（株）内                    | 584-5019          |
| コスタリカ共和国名誉総領事館           | 名誉総領事<br>豊田 章男            | 〒450-8711<br>名古屋市中村区名駅四丁目7-1<br>トヨタ自動車（株）内                 | 552-2111          |
| コロンビア共和国名誉領事館            | 名誉領事<br>中村 規              | 〒460-0017<br>名古屋市中区松原二丁目10-7<br>（株）萬楽庵5F                   | 332-1124          |
| シンガポール共和国<br>名誉総領事館      | 名誉総領事<br>田中 英成            | 〒460-0006<br>名古屋市中区葵三丁目21-19<br>（株）メニコン内                   | 935-1258          |
| スペイン名誉領事館                | 名誉領事<br>山本 亜土             | 〒450-8501<br>名古屋市中村区名駅一丁目2-4<br>名古屋鉄道（株）内                  | 571-2141          |
| スリランカ民主社会主義<br>共和国名誉総領事館 | 名誉総領事<br>小倉 忠             | 〒451-8501<br>名古屋市西区則武新町三丁目1-36<br>（株）ノリタケカンパニーリミテド内        | 561-7123          |
| タイ王国名誉総領事館               | 名誉総領事<br>三輪 芳弘            | 〒460-0003<br>名古屋市中区錦三丁目6-29<br>興和（株）内                      | 963-3451          |
| デンマーク王国名誉領事館             | 名誉領事<br>豊田 周平             | 〒448-8651<br>愛知県刈谷市豊田町1-1<br>トヨタ紡織（株）内                     | 080-<br>6987-0070 |
| ニュージーランド名誉領事館            | 名誉領事<br>林 謙治              | 〒454-0802<br>名古屋市中川区福住町2-26<br>リンナイ（株）内                    | 361-8415          |
| バングラデシュ人民共和国<br>名誉総領事館   | 名誉領事<br>水谷 久和             | 〒455-8555<br>名古屋市港区大江町2-15<br>三菱航空機（株）内                    | 611-2210          |
| フィンランド名誉領事館              | 名誉領事<br>葛西 敬之             | 〒450-6101<br>名古屋市中村区名駅一丁目1-4<br>J R セントラルタワーズ J R 東海内      | 564-5105          |
| フランス名誉領事館                | 名誉領事<br>大島 卓              | 〒467-8530<br>名古屋市瑞穂区須田町2-56<br>日本ガイシ（株）内                   | 872-8640          |
| ブルキナファソ名誉領事館             | 名誉領事<br>二石 昌人             | 〒453-0053<br>名古屋市中村区中村町9-19                                | 411-2517          |

| 名 称                  | 代 表 者          | 所 在 地                                                   | 電 話      |
|----------------------|----------------|---------------------------------------------------------|----------|
| ベトナム社会主義共和国<br>名誉領事館 | 名誉領事<br>夏目 長門  | 〒464-0057<br>名古屋市千種区法王町2-5-G10D                         | 715-6755 |
| ベルギー王国名誉領事館          | 名誉領事<br>豊田 鐵郎  | 〒451-6017<br>名古屋市西区牛島町6-1<br>名古屋ルーセントタワー<br>(株) 豊田自動織機内 | 589-9440 |
| ポルトガル名誉領事館           | 名誉領事<br>深谷 紘一  | 〒450-0002<br>名古屋市中村区名駅4-5-28<br>桜通豊田ビル15階               | 586-5423 |
| ミャンマー連邦共和国名誉領事館      | 名誉領事<br>西村 利夫  | 〒452-0818<br>名古屋市西区山田町上小田井<br>東古川3117                   | 501-0528 |
| メキシコ合衆国名誉領事館         | 名誉領事<br>内山田 竹志 | 〒450-8711<br>名古屋市中村区名駅4-7-1<br>トヨタ自動車(株)内               | 552-2111 |
| モンゴル国名誉領事館           | 名誉領事<br>安藤 琢弥  | 〒454-0926<br>名古屋市中川区打出2-70<br>松蔭病院内                     | 352-3251 |
| ラオス人民民主共和国<br>名誉領事館  | 名誉領事<br>中野 重哉  | 〒464-8650<br>名古屋市千種区楠元町1-100<br>学校法人愛知学院内               | 751-2572 |

## 3 国際研修機関

(2021年5月末現在、50音順、敬称略)

| 名 称                    | 代 表 者         | 所 在 地                                         | 電 話              |
|------------------------|---------------|-----------------------------------------------|------------------|
| 公益財団法人<br>アジア保健研修所     | 理事長<br>斎藤 尚文  | 〒470-0111<br>愛知県日進市米野木町南山987-30               | 0561-<br>73-1950 |
| 公益財団法人<br>オイスカ         | 代表理事<br>中野 悦子 | ＜中部日本研修センター＞<br>〒470-0328<br>愛知県豊田市勘八町勘八27-56 | 0565-<br>42-1101 |
| 独立行政法人国際協力機構<br>中部センター | 所長<br>村上 裕道   | 〒453-0872<br>名古屋市中村区平池町4丁目60-7                | 533-0220         |

## 4 愛知県内の国際交流団体

下記のインターネットサイトにて検索することができます。

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/topj/index.html>

(愛知県国際交流協会ホームページ)

\* 市内民間交流団体数 132

資料：公益財団法人 愛知県国際交流協会「国際交流ハンドブック 2021年度版」

## 5 その他

(2021年5月末現在、50音順、敬称略)

| 名 称                            | 代 表 者                 | 所 在 地                                                     | 電 話      |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------|----------|
| 公益財団法人<br>愛知県国際交流協会            | 会長<br>神田 真秋           | 〒460-0001<br>名古屋市中区三の丸二丁目6-1<br>愛知県三の丸庁舎内                 | 961-8744 |
| 特定非営利活動法人<br>名古屋NGOセンター        | 代表理事<br>八木 巖<br>中島 隆宏 | 〒460-0004<br>名古屋市中区新栄町2丁目3番地<br>YWCAビル7階                  | 228-8109 |
| 名古屋国際交流団体協議会                   | 会長<br>滝 リンダ           | 〒450-0001<br>名古屋市中村区那古野一丁目47-1<br>名古屋国際センタービル4F<br>NIA事務局 | 581-5630 |
| 公益財団法人<br>名古屋国際センター            | 理事長<br>岩田 隆           | 〒450-0001<br>名古屋市中村区那古野一丁目47-1<br>名古屋国際センタービル内            | 581-5674 |
| 日本貿易振興機構(JETRO)<br>名古屋貿易情報センター | 所長<br>増田 智子           | 〒450-0002<br>名古屋市中村区名駅4丁目4-38<br>愛知県産業労働センター18階           | 589-6210 |

## IV 関 係 条 例 等

### 1 名古屋市国際交流事業積立基金条例

昭和 63 年 3 月 31 日

条例第 37 号

(設置の目的)

**第1条** 国際交流事業の推進を図る資金に充てるため、名古屋市国際交流事業積立基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金には、国際交流事業を推進するための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

**第4条** 基金から生ずる収益は、国際交流事業の推進を図る資金に充て、又は基金に編入するものとする。

(運用)

**第5条** 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 7 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 2 名古屋市国際化推進会議規程

昭和 62 年 8 月 1 日

達第 29 号

(設置)

**第 1 条** 国際都市をめざした生活、文化及び経済などの各方面における国際化施策を円滑に推進するため、名古屋市国際化推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 国際化の推進に関する諸施策の協議及び調整に関すること。

(2) 国際化の推進に関する諸施策の情報収集に関すること。

(3) その他国際化の推進に関すること。

(構成)

**第 3 条** 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は観光文化交流局主管副市長とし、副会長は観光文化交流局長とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

**第 4 条** 推進会議の会議は、必要の都度会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

**第 5 条** 推進会議には、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(幹事)

**第 6 条** 推進会議に幹事を置き、別表に掲げる職にある者その他会長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

2 幹事は、会長の命を受け、推進会議の事務について委員を補佐する。

(事務局)

第7条 推進会議の所掌事務を処理させるため、推進会議に事務局を置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成元年達第8号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成2年達第6号)抄

1 この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年達第5号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成6年達第1号)

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年達第7号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成12年達第62号)

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年達第4号)抄

1 この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年達第22号)抄

1 この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年達第4号)抄

1 この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年達第22号)抄

1 この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年達第11号)

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年達第10号)抄

1 この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年達第45号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年達第31号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年達第7号)抄

1 この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年達第7号)抄

1 この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年達第5号)抄

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年達第6号)抄

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年達第9号)抄

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年達第9号)抄

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年達第5号)抄

この達は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表

|    |                       |
|----|-----------------------|
| 委員 | 会計室長                  |
| 〃  | 防災危機管理局長              |
| 〃  | 市長室長                  |
| 〃  | 総務局長                  |
| 〃  | 財政局長                  |
| 〃  | スポーツ市民局長              |
| 〃  | 経済局長                  |
| 〃  | 環境局長                  |
| 〃  | 健康福祉局長                |
| 〃  | 子ども青少年局長              |
| 〃  | 住宅都市局長                |
| 〃  | 緑政土木局長                |
| 〃  | 上下水道局長                |
| 〃  | 交通局長                  |
| 〃  | 消防長                   |
| 〃  | 選挙管理委員会事務局長           |
| 〃  | 監査事務局長                |
| 〃  | 人事委員会事務局長             |
| 〃  | 教育長                   |
| 〃  | 市会事務局長                |
| 〃  | 総務局企画調整監              |
| 〃  | 総務局企画部長               |
| 〃  | 観光文化交流局観光交流部長         |
| 〃  | 観光文化交流局参事（都市魅力・国際都市化） |
| 〃  | 中村区長                  |
| 〃  | 中区長                   |

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 幹事 | 会計室出納課長                    |
| 〃  | 防災危機管理局総務課長                |
| 〃  | 市長室秘書課長                    |
| 〃  | 総務局総務課長                    |
| 〃  | 総務局企画部企画課長                 |
| 〃  | 財政局総務課長                    |
| 〃  | スポーツ市民局総務課長                |
| 〃  | 経済局産業労働部産業企画課長             |
| 〃  | 観光文化交流局総務課長                |
| 〃  | 観光文化交流局観光交流部観光推進課長         |
| 〃  | 観光文化交流局観光交流部国際交流課長         |
| 〃  | 観光文化交流局観光交流部主幹（多文化共生・国際貢献） |
| 〃  | 環境局総務課長                    |
| 〃  | 健康福祉局総務課長                  |
| 〃  | 子ども青少年局企画経理課長              |
| 〃  | 住宅都市局主幹（企画調整）              |
| 〃  | 緑政土木局企画経理課長                |
| 〃  | 上下水道局企画経理部経営企画課長           |
| 〃  | 交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）  |
| 〃  | 消防局総務部総務課長                 |
| 〃  | 選挙管理委員会事務局次長               |
| 〃  | 監査事務局監査第一課長                |
| 〃  | 人事委員会事務局審査課長               |
| 〃  | 教育委員会事務局総務部企画経理課長          |
| 〃  | 市会事務局総務課長                  |
| 〃  | 中村区区政部企画経理室長               |
| 〃  | 中区区政部企画経理室長                |

### 3 名古屋市国際化推進会議の運営について

**第1条** この定めは名古屋市国際化推進会議規程(昭和62年名古屋市達第29号)第8条の規定に基づき、名古屋市国際化推進会議(以下「推進会議」という。)の運営の細目に關し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 規程第7条により設置する事務局を観光文化交流局観光交流部国際交流課に置き、事務局長を観光文化交流局参事(都市魅力・国際都市化)をもって充てる。

**第3条** 推進会議及び事務局の庶務は、観光文化交流局観光交流部国際交流課において処理する。

#### 附 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行する。  
 この要綱は、昭和63年6月12日から施行する。  
 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。  
 この定めは、平成18年4月1日から施行する。  
 この定めは、平成28年4月1日から施行する。  
 この定めは、令和2年4月1日から施行する。

## 4 名古屋国際センター条例

昭和59年4月3日  
条例第38号

(設置)

第1条 地域の国際化を推進し、住民の福祉と文化の向上を図るため、次のように名古屋国際センターを設置する。

名称 名古屋国際センター

位置 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

(事業)

第2条 名古屋国際センター（以下「センター」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の国際化推進のための情報提供及び相談
  - (2) 地域の国際化推進のための講座及び研修の実施
  - (3) 地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進
  - (4) センターの施設の供用
  - (5) その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業
- (使用の許可)

第3条 センターの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用の許可」という。)をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) センターの管理上支障があるとき。

3 市長は、使用の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第4条 センターの施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第11条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。  
(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。  
(利用料金の不還付)

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、センターの施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれのあるとき。
- (5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第8条 使用者は、センターの施設の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用を終わったとき、又は第7条の規定により使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに前条の規定による承認を受けて設けた特別の設備を撤去し、かつ、センターの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする者が、地域の国際化推進に取り組む団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているものであり、かつ、センターを地域の国際化推進活動の拠点として、その事業を安定的かつ円滑に行うことができる能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の

利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市長令第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) センターの施設の使用の許可に関すること。
  - (3) センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
  - (4) その他市長が定める業務
- (委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和59年規則第91号で昭和59年8月1日から施行。ただし、第1条及び第9条の規定は、昭和59年10月12日から施行する。)

附 則(平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第38号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に名古屋国際センター条例第3条第1項の規定による許可を受けている者及び同項の許可を申請し、受理されている者に係る前項の日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第90号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋国際センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他

指定管理者が利用料金を定めるために必要な  
 手続並びに同条例第12条の規定による指定管  
 理者の指定の手続その他の行為は、この条例の  
 施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受け  
 ている者及び使用の許可を申請し、受理されて  
 いる者の使用料の額については、なお従前の例  
 による。

附 則(平成21年条例第66号)抄  
 (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
 別表(略)

## 5 名古屋国際センター条例施行細則

昭和 59 年 8 月 1 日

規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋国際センター条例  
 (昭和 59 年名古屋市条例第 38 号。以下「条例」  
 という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの  
 とする。

(開館時間)

第 2 条 名古屋国際センター(以下「センター」  
 という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 7  
 時までとする。ただし、条例別表に掲げる施設  
 にあつては、午前 9 時から午後 9 時までとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項  
 の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更  
 することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 月曜日(条例別表に掲げる施設を除く。)  
 (2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日か  
 ら 12 月 31 日まで  
 (3) 施設点検日(2 月及び 8 月の第 2 日曜日)  
 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項  
 の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、  
 又は休館日以外の日に休館することができる。

(使用許可申請の手続)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定によるセンタ  
 ーの施設の使用の許可(以下「使用許可」とい  
 う。)を受けようとする者は、名古屋国際センタ  
 ー使用申込書(第 1 号様式)を指定管理者に提出  
 しなければならない。

- 2 前項の使用申込書は、使用しようとする日(2  
 日以上連続して使用しようとする場合は、その  
 初日をいう。)の属する月の前 12 月以後におい  
 て、提出することができる。ただし、市長が特  
 別の事由があると認めたときは、この限りでな  
 い。

(使用期間)

第 5 条 センターの施設の使用期間は、同一人  
 が同一施設を使用する場合は、ホール及び展示  
 室については、引き続き 30 日以内、会議室、  
 和室及び研修室については、引き続き 5 日以内



とする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用許可)

第6条 使用許可は、名古屋国際センター使用許可書(第2号様式)を申請者に交付することによって行う。

(附属設備の利用料金の基準額)

第7条 センターの附属設備の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第5条の規定による利用料金の減免の申請は、名古屋国際センター利用料金減免申請書(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第5条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

- (1) 名古屋市が主催又は共催する地域の国際化推進に資する行事に使用するとき 利用料金の全額
- (2) 地域の国際化推進に資する行事で市長が特に有益と認めるものに使用するとき 利用料金の全額又は2分の1相当の額

(利用料金の還付)

第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責に帰することのできない事由によって施設又は附属設備の使用ができないとき。
- (2) 使用者が、使用許可を受けた使用の日(2日以上連続する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。)の前14日までに使用許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。

2 利用料金の還付額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に当たるとき 利用料金の全額
- (2) 前項第2号に当たるとき 利用料金の額の2分の1相当の額
- (3) 前項第3号に当たるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(特別の設備)

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用許可の申請の際に併せて行うものとする。

2 前項の承認の申請をする際には、仕様書、図面その他市長が必要と認める資料を併せて提出しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止等)

第12条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (6) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入館者の安全確保の措置を講ずること。
- (2) 入館者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(立入り)

第13条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可をしたセンターの施設に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退館)

第14条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退館を命ずることができる。

(指定管理者の公募)

第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋国際センター指定管理者指定申請書(第4号様式)によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋国際センター指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
  - (2) 指定管理者の指定の期間
- 2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) センターの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) センターの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度4月30日までに、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの使用状況
- (3) センターの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項  
(委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第80号)

- 1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則に基づいて作成されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成4年規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第79号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成5年規則第125号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際現に第1条から第3条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 5 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、同条の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第56号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第18号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際限に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成16年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定は、平成16年4月1日以後の使用について適用する。

附 則(平成17年規則第174号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から附則第6項までの規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の

規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、平成18年4月1日前においても行うことができる。

- 3 平成18年4月1日において現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用申込書及び使用料減免申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 6 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成24年規則第59号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成24年規則第121号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第42号)抄

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(略)